

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令

(秋田市不動産評価審査委員会規程の一部改正)

第1条 秋田市不動産評価審査委員会規程(昭和48年秋田市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画財政部長」を「財政部長」に、「財産管理活用課長」を「財産管理課長」に改める。

第8条中「総務部財産管理活用課」を「総務部財産管理課」に改める。

(秋田市自動車管理規程の一部改正)

第2条 秋田市自動車管理規程(昭和55年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部財産管理活用課長」を「総務部財産管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。